

「国内投資」「新規産業創出」重視の方向性が鮮明に

令和8年度税制改正を読み解く 投資関連税制編

令和8年度税制改正では、企業の投資戦略に影響を与える投資関連税制の再設計が行われる。その中で、令和8年度税制改正の目玉の一つに位置付けられるのが、昨年11月21日に閣議決定された高市政権の『「強い経済」を実現する総合経済対策』に「大胆な設備投資税制」として盛り込まれた「特定生産性向上設備等投資促進税制」だ。同税制は建物を含む幅広い資産について即時償却または税額控除を認める措置であり、税調での議論を経て「全業種」を適用対象とした点、大きなインパクトがある。また、研究開発税制については、「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度」が創設される一方、インフレを踏まえた一般型の縮減や海外委託費の控除制限など、メリハリをつけた見直しが行われる。さらに、スタートアップ投資を促すオープンイノベーション促進税制では、M&A型の要件が大胆に緩和され、段階的買収や吸収合併にも適用範囲を広げることで、企業のリスクテイクを後押しする。

特定生産性向上設備等投資促進税制

➡ トランプ関税の影響踏まえ、控除限度超過額を3年間繰越控除

投資減税というカテゴリーにとどまらず、令和8年度税制改正全体の中でも目を引くのが、「特定生産性向上設備等投資促進税制」の創設だ。本税制は、「全ての業種」を対象とし、「機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア」を取得等

した場合に、「即時償却」又は「取得価額の7%（建物、建物附属設備、構築物は4%）の税額控除」を認めるもの。税額控除は法人税額の20%が上限となるが、トランプ関税の影響を受け対米製品の売り上げが相当割合減少している事業者等を念頭に、「予見し難い国際

対象業種：全ての業種

対象資産：機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア

措置内容：即時償却又は取得価額の7%（建物、建物附属設備、構築物は4%）の税額控除（法人税額の20%が上限）

適用要件：

- ・投資下限額35億円以上（中小企業者等については5億円以上）
- ・ROI（投資利益率）15%超
- ・産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等を対象

適用期限：令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等が対象